

奈良県桜井市公式 X（エックス）運用方針

1 はじめに

情報化社会が進展する中、インターネットを活用した情報発信はますます重要になってきています。様々な方が利用可能である X（エックス）で情報を発信し、実りあるコミュニケーションを行うため、奈良県桜井市公式 X（エックス）の運用方針を定めます。

2 情報発信の目的

市政の情報や市が行う事業、市内で行なわれるイベントなどの情報を、広く市民のみなさんに知つていただくことを目的とします。

3 アカウント情報

- ◆ソーシャルメディア：X（エックス）
- ◆アカウント名：奈良県桜井市（公式）
- ◆アカウント ID：@himiko_chan
- ◆登録 URL https://x.com/himiko_chan
- ◆投稿者：桜井市行政経営課及び運用管理責任者が認めた者

4 運用方法

◆発信する情報

- ① 本市の魅力を発信する内容
- ② マスコミに提供した情報と同等の内容
- ③ その他運用管理責任者が必要と認める内容

◆運用時間

原則として、平日 8 時 30 分～17 時 15 分としますが、この時間帯以外にも投稿する場合があります。

◆運用管理責任者

桜井市役所 行政経営課 課長

◆留意事項

- ・フォローについて
下記のユーザーをフォローすることがあります。
 - ① 桜井市で活動する地域組織など
 - ② 他自治体や行政機関、公共性の高いメディアなど
- ・リポストについて
下記の内容について、いずれの場合も公益性の高い情報であると判断した場合のみ、広く周知することを目的にリポストすることができます。その場合の質問等は、ポストの投稿者にお問い合わせください。
 - ① 桜井市に関連のある情報について
 - ② 当アカウントのフォロワーから要請があった場合

・返信について

原則、個別の返信は行いませんので、ご了承ください。

5 禁止事項

利用者が当アカウントにコメントするにあたり、以下の事項に該当する内容のものを禁止し、禁止行為を行った、または行うおそれがあると運用管理責任者が判断した場合には予告なく削除することがあります。

- ① 法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ② 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ③ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ④ 著作権、商標権、肖像権など桜井市または第三者の知的財産権を侵害するもの
- ⑤ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑥ 人権・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ⑦ 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ⑧ 虚偽や真実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ⑨ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ⑩ 他のユーザー、第三者になりますもの
- ⑪ 有害なプログラム等
- ⑫ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ⑬ 桜井市が発信する内容の一部または全部を改変するもの
- ⑭ 投稿内容に関係ないもの
- ⑮ その他、運営上不適切と判断される情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 著作権

このアカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は桜井市に帰属します。「リポスト」の機能を使用した掲載は問題ありません。また、出所を明記しての掲載は可能です。ただし、無断転載を禁ずる旨の注記がある場合には、この限りではありません。

7 免責事項

- ① 当アカウントに掲載されている情報の正確さには細心の注意を払っていますが、利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為について、また利用者が当アカウントにアクセスしたために被った損害や損失について、いかなる場合でも桜井市は何ら責任を負うものではありません。
- ② 桜井市は予告なく当アカウントの中止や内容の変更、運用方針の変更や運用方法の見直しを行う場合があります。
- ③ 桜井市は、利用者から投稿された内容等に対して一切の責任を負いません。

8 個人情報の取り扱い

当アカウントにおいて、桜井市が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に対処します。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、明示した利用目的の範囲内でのみ利用します。

また、当アカウントでの投稿等により公開される個人情報については、利用者がX（エックス）利用規約に基づいて公開を承認したものとみなします。

9 問合せ先

桜井市 行政経営課 TEL 0744-42-9111

10 附則

この運用方針は平成 24 年 9 月 25 日から施行します。

この運用方針は平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

この運用方針は令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

この運用方針は令和 4 年 6 月 16 日から施行します。

この運用方針は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

この運用方針は令和 5 年 8 月 1 日から施行します。